

19 世紀前半フランス初等学校における道徳・宗教教育

Moral and religious education at French primary schools in the early 19th century

大津 尚志

OTSU Takashi

武庫川女子大学大学院 教育学研究論集

第 12 号 2017 年

【原著論文】

19世紀前半フランス初等学校における道徳・宗教教育

Moral and religious education at French primary schools in the early 19th century

大津尚志*

OTSU Takashi*

Abstract

During the First Empire of Napoleon I, civic education was replaced by moral and religious education in elementary schools again. At that time, only one textbook (the book of catechism) was made and used all over France. This book was used to instruct on Christianity and the admiration of the emperor.

After Restoration, monitorial system was imported, but that was not compatible for religious (catholic) education in France and did not become widespread. After *Loi Guizot* (1833), the State required every *commune* to make at least one primary school, and the number of primary school students expanded, and religious education (mainly Catholic) was instructed through many kinds of textbooks.

1 はじめに

フランス革命の終結とともに、フランスでは学校が共和国の市民を育成するという観念は一端消滅する。1789年人および市民の権利宣言や、今日という憲法的価値についての教育は行われなくなる。1799年のナポレオン・ボナパルト（以下、本稿では「ナポレオン」と表記する）のブリュメール18日のクーデターののち、1799年憲法が制定されるが、そこでは権利保障の規定の章は存在せず、「自由」「平等」といった概念は登場しない。一時期の「非キリスト教化」の運動は否定され、再び学校とキリスト教（カトリック）が結びつくこととなる。道徳教育イコール宗教教育という時代がくる。それでは、その後の時代にどのような宗教教育が行われるようになったのであろうか。本稿では、ナポレオンによる第一帝政の時代から1848年の七月王政の終焉に至るまでの間、帝政・王政の時代にどのような宗教教育が行われていたかを、背景として当時の学校がどのような状況にあったかを含めて明らかにすることを研究目的とする。

本稿は、実際に使用された手引書（*manuels*）を資料として使用することになり、教育内容の歴史を取り扱い、当時フランスにおける学校で重要視されていた、宗教教育に着目する。従前のこの時代を扱うフランス教育史に関する先行研究とは視角を異にする¹。

2 ナポレオンと初等教育

ナポレオンは、1801年7月15日にコンコルダをローマ教皇ピウス七世と締結した。そこで「カトリック、使徒伝来のローマ宗教（以下、本稿では「カトリック」と表記する）」は「フランス国民大多数の宗教」として政府が承認する一方、司教はフランス共和国の憲法によって確立された政府に忠誠を誓うこととされた。あくまでここでは「大多数の宗教」とされただけであり、プロテスタントやユダヤ教にも同等の礼拝の自由の保障が与えられていた²。一方で司教、司祭は俸給をうけることになり、それにより教育や慈善活動が行われることとなった。1802年に公教育一般法が成立するも、第1条に「教育はコミュンによる小学校（*école primaire*）で行われる。」とある。しかし、この条文は現実の教育に影響をほとんどあたえなかった。

1802年の4月8日のコンコルダ補足条項39条に「フランスのカトリック教会には一種の典礼、カテキスムしかもない。」と規定されていた、それをうけて、フランス中で使用される『フランス帝国内のすべての教会で使用されるカテキスム書』の編纂が企てられ³、1806年には刊行される。

1804年には皇帝となったナポレオンによる統治下の教育を大きく方向づけたものは、いうまでもなく1806年5月10日の法律であり、その第1条で「すべての帝国

* 武庫川女子大学 (Mukogawa Women's University)

内の公教育は独占的にユニヴェルシテにゆだねられる」こととなった。すなわち、国家ではなく公的な教授団体であるユニヴェルシテによって公教育は独占されることとなった。同法は3条のみの法律であるが、それを補完するものとして、1808年3月17日のデクレが出される。同デクレ第5条で、初等教育は「小さな学校(petite école)」で行われることとなり、「読み、書き、算術の基礎」が教えられることとなった。初等教育の学校の名称が革命前に戻された。

ユニヴェルシテに属する教授団が「政治的意見および道徳を方向づける」⁴こととなった。公教育施設は、帝国ユニヴェルシテの許可なしにはつくれないこととなった。従来、教育機能を果たしていた修道会は帝国ユニヴェルシテの傘下に入ることはできた。

同デクレ第38条で、帝国ユニヴェルシテの学校はすべて、カトリックの教義、および「人民の幸福の受託者である皇帝、帝国君主、フランスの守護者たるナポレオン王朝、憲法によって認められたあらゆる自由な観念」を教育の基底とすること、「教育の均一性、宗教、君主、祖国、家族に愛着を感じる市民からなる国家を形成する」ことが定められた。

帝国ユニヴェルシテは予算の面では初等教育に支出をせず⁵、構成人員の序列(同デクレ第29条が規定)においても、初等教育関係者は除外されていた。しかし、同デクレ第109条はユニヴェルシテ総長によって認可された「キリスト教学校修道会(Frères des écoles chrétiennes)」⁶が初等教育を担当すると定めている。同修道会への国庫支出は行われていた⁷。当時の初等教育は、帝国ユニヴェルシテに直接のコントロール下になかったとはいえ、上記のようなカトリックと皇帝崇拜との融合という均一性を目指して行われていたとはいえる。以下に「教育の均一性」を実現するために作成された、既に言及した『フランス帝国内の全ての教会で使用されるカテキスム書』⁸の内容を分析する。

【表1】『フランス帝国内の全ての教会で使用されるカテキスム書』の構成

	タイトル	主な内容
1	キリスト教教理	使徒、神、三位一体、アダムの原罪、救い主、イエス＝キリスト、秘跡、教会
2	道徳	モーセの十戒に見られる徳を説明 神と同時に皇帝ナポレオンに対する崇拜
3	神への礼拝	祈り、儀式、洗礼、ミサなどの説明

(大津が作成)

従来のカテキスム書と同じく、「問い」「答え」の問答形式で書かれている。教師役が問いを出して答えを暗唱することによって、教義内容を定着させることがはかられた。

第1部は、キリスト教教理の基本概念についての解説であり、イエス＝キリストを神の唯一の子として、また我々の主(Seigneur)として位置付けている。カトリックのシンボルとなるものについて説明がされている。「教会」のところのカテキスムでは、「カトリック教会は無誤謬ですか?」という問いに「はい。教会の決めることを拒絶するものは異端者です」とこたえている⁹。コンコルダでカトリックをあくまで「大多数の宗教」と位置づけ、プロテスタントやユダヤ教の信仰にも国家が同等の地位を認めていたなかで、国が作成に関与したカテキスム書にこのような記述があるのは、矛盾ということもできよう。

第2部では「道徳」として、モーセの十戒を条文ごとに解説している。キリスト教道徳としては、他にも「神への愛」「隣人愛」などが存在するはずであるが、本書ではモーセの十戒のみに集約されているという特色がある。「ただ一人の神を敬え」「殺すなかれ」「盗むなかれ」「姦淫するなかれ」などの社会秩序の維持に重点がおかれたと解することもできよう。

注目すべきは、「あなたの父母を敬え」のところである。父母への尊敬、愛、従順は神へのそれと同じであるという説明がされたのちに、以下の記述がある。

問 キリスト教徒の政府の統治者に対する義務は何か? とりわけ、われわれの皇帝であるナポレオン1世に対する義務は何か?

答 キリスト教徒は統治者に、特に我々の皇帝ナポレオン1世に対して、愛すること、尊重すること、従うこと、忠実であること、帝国と王位を保持し守るための軍務につくこと、税金をだす義務がある。われわれはまたナポレオン1世のため、その安泰、精神的盛運、また国からの聖職者の収入のために、祈る義務がある。

問 なぜ我々の皇帝に対してそのような義務をわれわれは負っているのか?

答 それは第一には、神が帝国をつくり、神の意思によって皇帝に才能を与えることとともに帝国を授けたからである。戦争の時も平和の時も皇帝に主権者としての地位を確立し、権威、記憶において地上の司祭としての役割を与えたのである。われわれの皇帝を敬い、皇帝に仕えることは神を敬い、神に仕えることである¹⁰。そして、「イエス＝キリストは我なる主であるが、それは教義によるものである。…彼自身はローマ皇帝アウグストゥスの令に従うなかに生まれた。規定された税をおさめた¹¹」と書かれている。「カエサルのはカエサル

に返せと命じている」というマタイによる福音、第 22 章を明らかに意識する記述がある¹²。ナポレオン自身の支配を正当化する論理がたてられ、ナポレオンが地上、世俗における神としての地位におかれている。カテキスム書によって、キリスト教と皇帝へ子どもをして忠誠を誓いせしめるという国民統合が意図されたといえよう。

第 3 部では「礼拝」について、すなわち「宗教に関して最も不可欠な物¹³」と位置づけられる「祈り」、七つの秘跡（洗礼、堅信、贖罪、終油、叙階、婚姻についての儀式）について、また年間を通しての儀式（クリスマス祭、四旬節、復活祭など）についての説明がされている。礼拝に多くのページが割かれているのは、宗教実践の基本が礼拝への出席と儀式への参加と考えられていたこと¹⁴の反映といえよう。

ナポレオンの初等教育政策に対する評価に関しては、帝国ユニヴェルシテに関するデクレにおける初等教育の軽視や、予算支出がごくわずかであったことから、初等教育に関して関心が低かったという否定的な評価が出されることが先行研究¹⁵では多い。しかし、再考の余地がある。それまでのドヌー法（1795 年）も初等教員の給与を保障してはいないなど、初等教育を軽視していたことには変わらない。革命期後半にしてすでに、中央学校（*école central*）の創設など、国家の関与する学校は「エリート教育」であるという時代にはいっていたといえる。

ナポレオンは初等教育について「最初の習慣と教育の力は強い」「民衆の一つの宗教が必要である」¹⁶と述べたことが言行録に残されている。帝国自体の統一の維持、度重なる戦争を行うために軍隊の維持のために、初等教育がまったく不要と考えることはできなかつたはずである。むしろ、国が関与して作成した同一のカテキスム書が各地で印刷されたことにより初等教育の均一性が目指された。後の時代をみても国が統一の手引書を使用させようとしたという時代はフランス教育史上ない。もちろん、当時は就学率が低くすべてのフランス人にいきわたったということではない。しかし、同カテキスム書はナポレオンの占領下にあった、現在のドイツの領土むけに、ドイツ語訳も作成された¹⁷。

ナポレオン自身はキリスト教に対しては信仰心があつたわけではなく、統治のために利用しただけと、よく指摘される¹⁸。彼が権力の座につくまえから国民は公立学校より私立学校、教会を支持する傾向が存在したこと、彼はキリスト教と同時に皇帝崇拝をあわせることによって、キリスト教を利用することによって結果として教育を普及させたということも指摘できる。それは、教会・聖職者への国庫支出を通して間接的に実現されたということもいえる。また、1811 年には初等教育に関するオランダの視察報告書を提出させている。その中では、すでに相互教授（*enseignement mutuelle*）の学校や師範学校に

ついて言及されている。百日天下の時期、1815 年 4 月 27 日に初等学校における相互教授の推奨、師範学校の設立に関するデクレをだしているのである¹⁹。

ナポレオン時代の初等教育予算の貧困がよく指摘される場所である。この時代は市町村によっては名望家の努力によるものか、教育予算の増加があることを示す研究も存在する²⁰。初等教育は「無」と片づけることのできる時代ではない²¹。

3 復古王政期

1814 年 4 月にルイ 18 世がイギリスから帰国して第一次復古王政となり、一時期ナポレオンの「百日天下」の時期を経て、1815 年 7 月 8 日に第二次復古王政となり、ルイ 18 世の時代となる。1814 年 6 月 4 日の憲章（*Charte*）が新たな憲法の役割を果たすものとなる。そこでは、「フランス人の権利」の規定が集められている箇所がある。「法の下での平等」「個人の自由の保障、法定手続きの保障」「所有権の不可侵」などが書かれている。一方で「国王は最高の国家元首」とされ、革命とアンシャン・レジームの妥協の産物の要素がうかがわれる。

宗教の自由に関しては、宗教上の意見表明の自由が何人にも認められたものの（第 5 条）、一方でカトリックが「国教」とされた（第 6 条）。ナポレオン時代は「国民大多数の宗教」であったから、より強力な地位に戻されたといえる。しかし、カテキスム書は各司教区でだされるようになり、むしろナポレオン時代より多様化する。

第 7 条でカトリックやキリスト教の他の宗派の司祭者は、王庫からの俸給をうけることとなった。憲章に教育に関する条項は存在しないままであり、教会、聖職者が国民に読み書きを教える役割をひきつづき担うこととなった。

第二次王政復古直後の 1815 年 7 月 22 日に「フランス人の権利および憲法の基本原理の宣言」が代議院によって出される。そこでは 11 条で、「社会における人の権利と義務を知るための初等教育はあらゆる階級の人に無償のものとして設置される」という規定がある。ここで、「人の権利と義務」についての学習の規定がおかれたものの、直後に行われた 1815 年 8 月の選挙でユルトラ（超王党派）が多数派を占めたこともあり、効力をもち終る。

ルイ 18 世は議会の多数派の意向を無視して首相にリシュリューを任命し、比較的穏健な政策がすすめられることとなる。この時代に教育に関する規定で重要なものは、1816 年 2 月 29 日のオールドナンスであるが、「宗教・道徳の真の原理を基礎とする」とあり、宗教教育が公教育の一環で有り続けることが表明されている。この時代には当然ナポレオンへの皇帝崇拝は当然消滅する。かわってこの時期の学校には、十字架と王の胸像があつたと

いう²²。ナポレオン時代のユニヴェルシテは存続することとなる。オールドナンスでは「社会のよき秩序に貢献し、法に服従し、あらゆる義務を遂行する」とあるが、この時期に 1814 年の憲章や法や権利の学習が初等教育で行われた形跡はない。オールドナンスの後に出了された通達でも、「神、王、その同胞に対する義務の感情」を子どもの心に刻み込むことがいわれ、初等教育の目的は、宗教教育を行うことであることが強調されている²³。

当時の教授法としては、「個人教授」「一斉教授」「相互教授」の 3 つに通常分類される。個人教授とは、当時の修学状況においては年齢の異なる生徒を一人の教師が教え、児童の学習進度はばらばらであったことから、個別対応による教授にならざるをえなかったということである。1 つの学校あたりの生徒数がフランスでは多くなかったゆえ、個人教授²⁴と一斉教授が組み合わせられて授業が行われたことがあったことも想像に難くない。

これまでの先行研究ではこの時代の相互教授（詳しくは後述）を過大評価するもの²⁵もみられるが、それには再考の余地がある。相互教授をとる公立学校は多い地域でも 20 パーセントほどであり²⁶、一つの相互教授の学校に通う子どもの数は他よりも多いことを考えても相互教授をうける子どもが多数派であったと考えることはできない。ピーク時の 1821 年でも学校数 1500 と報告されているにすぎない²⁷。あくまで、一斉教授（あるいは個人教授との組み合わせ）をとる学校が多数派とみるべきであろう。特にカトリックの宗教教育に相互教授は不向きであった。

一斉教授をとる学校では、朝の祈りから始まり、跪いて主の祈りをとるなど、またカテキスムを暗唱させていた。明らかに宗教教育を中心においていた。当時は手引書の使用は事前使用許可制であった。1815 年 10 月 23 日にはアンシャン・レジーム期の 17、18 世紀にかかれた書物を学校で使用する通達がだされる²⁸。

そのなかで、フレリー（1640-1723）の『歴史のカテキスム、聖なる歴史とキリスト教教理』²⁹は、キリスト教の「教義」「歴史（聖史）」に触れるオーソドックスカテキスム書といえる。当時、使用許可を定めたリストを含む政令では「教義」のみならず「歴史」も教えることが求められていた³⁰。

他に推奨された本のなかには、詩が載せられている本³¹、頌歌集のような本³²もあり、ルイ 14 世の時代にまでいたる「普遍的歴史」³³を語るものもある。内容は多様であったといえるがアンシャン・レジームの時代に戻ろうとしていたことは共通している。

1814 年の憲章は、「フランス人の権利」についての規定がおかれはいる。国民に対する教育に関してはこの時代は宗教と読み・書き・算術に終始している。「フランス人の権利」についての学習は行われていないといっ

い。既に述べたように、復古王政は革命とアンシャン・レジームの妥協の産物と評されるが、教育に関しては全く異なる評価ができる。アンシャン・レジームの時代への回帰と相互教授法の出現とその解体の時代と位置づけられる。

相互教授をとる学校の実態はどうだったであろうか。1816 年オールドナンス第 35 条で「よき教育方法」を普及させる学校、教師に予算をつけるという規定があった。その「よき教育方法」とは相互教授をさす。当時、イギリスで費用をかけずに教育を普及させる方法として「モニトリアル・システム」が開発されていた。フランスでもオランダをモデルとして³⁴、広めようとする動きがはじまった。フランスでは相互教授と呼ばれたが、少数の子どもを助教（moniteur）として選びだして教師の指示を多数の子どもに伝えるという役割をあたえるという教育方法が注目された。

相互教授に関しては、それを広めるために「基礎教育協会（Société pour l'enseignement élémentaire）」が設立され、機関誌も発行された。その設立目的として、「新たな教授法」により「教育に進歩をもたらすこと」があげられ、子どもに「読み、書き、算」を教えることが第一とされ、同時に「宗教を基礎とした道徳の基礎概念」が挙げられていた³⁵。その宗教とは宗務省によって発展させられるべきものとあり、カトリックをさすことは明らかである。

相互教授は子どもに教育の一端をまかせるものである。「読み、書き、算術」を教えるのであれば、助教は意味を理解せずに他の子どもに伝達していただだけでも教育が成立したといえなくはなかった。それは当時「効率的」な教育方法と考えられていた。しかし、特にカトリックが大多数をしめるフランスにおいては、文字を学習することによって自分で聖書をよむことが宗教教育と考えられたプロテスタントの場合とは違って、相互教授と宗教教育との両立はむずかしかった。助教にまかせることができるのは、「祈り」くらいであった³⁶。司祭の代わりに助教が務めるのは困難であった。当時の相互教授が行われた学校の時間割をみると、「読み、書き、算術」の時間が中心であった。宗教に関することは「祈りと退出」の時間が最後にわずかにとられているだけである³⁷。フレリーのカテキスム書からつくられた絵が用いられたこともあった³⁸。教会は相互教授の学校に敵意を持った。

1820 年の選挙ではユルトラ派が大勝利、政治の実権を握った。1822 年には司教であるフレシヌーがユニヴェルシテ総長そして 1824 年に宗務・公教育大臣となり、相互教授の学校に敵対的な態度をとった³⁹。1824 年のオールドナンスにより大多数の初等教員は、司教が直接許可を与え、監督し、解職することができるようになった。（第 11 条）。学校に対する補助金を打ち切ることにもよって、

相互教授の学校の数は激減しはじめる。1827 年には 258 に過ぎなかった⁴⁰。1924 年から 28 年の間に 80% の減少があったという⁴¹。

1827 年の選挙で自由主義派の勝利によって、マルティニャック内閣が成立し、公教育が宗教と切り離され公教育大臣にはヴァティメスニルが任命されユニヴェルシテ総長を兼ねることとなる。ユルトラ派のポリニャック内閣のもと 1830 年 2 月 14 日にまた新たなオルドナンスがだされ、王立委員会の意見をうけて宗務・公教育大臣が手引き書を作成、印刷、配布できることになったが、実行される前にすぐに七月革命を迎えることとなる。すなわち、短期間のあいだに政変によりユルトラ派と自由主義派との間で権力の争奪があった。しかし、短期間の権力の争奪戦にすぐに呼応して教育が変わるという時代ではなかった。

なお、この時代から次第にキリスト教学校修道会以外の初等教育をおこなう修道会（マリスト会、マリアニスト会など）が徐々につくられていく。

4 七月王政期

(1) 七月王政期の政治状況

1830 年、シャルル 10 世の反動的な政治に対して、7 月 27 日から 29 日にかけて蜂起がおきた。シャルル 10 世は亡命し、オレルアン家のルイ・フィリップが国王となり、七月王政がはじまる。

1830 年 8 月の憲章で、ルイ・フィリップが「フランス人の王」となり、カトリックは「国教」から「フランス人多数者」の宗教という位置づけとなった。同憲章は教育に関しては、「可能なかぎり早急に法律により実施されなければならないこと」の一つとして、「公教育と教育の自由 (L'instruction publique et la liberté de l'enseignement)」と述べているのみである（第 69 条）。

復古王政期の憲章と七月王政期の憲章とでは、政体に関する限り「ほとんど相違はない」⁴²と評価される。しかし、教育制度に関しては学校設置義務や就学率の上昇などからうかがえるように、七月王政期を境に変容をとげることとなる。

憲章制定の時点では、その具体的内容について議論できる余裕がなかった。それでは、いかにして「公教育」および「教育の自由」についての法制化が行われたのか。その具体的内容の確定が問題となる⁴³。

1830 年から 32 年にかけて、教育に関する五つの法案が審議されたが、いずれも可決にまでには至らなかった。そのうちの 하나가「モンタリヴェ法案」である⁴⁴。初等教育法案として 1833 年 1 月 2 日に提出され、6 月 23 日に成立するのが通称「ギゾー法」⁴⁵である。

ギゾー法の成立に折衷主義 (éclectisme) 哲学者クーザン⁴⁶によるドイツ視察報告書（いわゆる「クーザン報

告」）が影響を与えたことは広く知られている⁴⁷。ギゾーの前任者モンタリヴェが隣国ドイツの教育を調査させ、書簡のかたちでまとめられたのが「クーザン報告」である。法律とはならなかった「モンタリヴェ法案」とクーザン報告をもとに、ギゾー法案がつくられ成立する。

哲学者クーザンの折衷主義とは、伝統的な神権政治に対して自由な理性の行使でもって対抗しようとする立場である⁴⁸。「ロックとカントを交互に参照して真理を統覚する」と彼自身述べている⁴⁹。哲学者としてのクーザンは彼自身の哲学によって当時の道徳教育にすぐに影響をあたえたことはなかった。しかし、彼の哲学は後の時代に、唯心論 (spiritualisme) 哲学とよばれる学派に影響をあたえる。さらに、彼の後継者が、特に第三共和政期には道徳教育に影響を及ぼすことになる。

1833 年 1 月 2 日にギゾーは議会で、審議開始直後に、初級初等教育では読み、書き、算術、度量衡とフランス語の最小限の知識、そして「フランス人の知性 (esprit) と統一性」へつながるものとして「道徳・宗教教育」を教えることを主張している。同時に、「道徳・宗教教育」のかわりに「市民道徳」を教えることは、「道徳、宗教を必要とする子どもにとって重大な過ち」であり「おそるべき反抗へとつながる」と述べる⁵⁰。宗教が「社会統合」のために利用されたと考えられよう。ギゾーは『回想録』で、当初科学が進歩している時代において教育から宗教の排除も考えていたが、教会の力をかりずして教育を普及させることは不可能と考えるに至った⁵¹。「国家と教会は民衆の教育にとって効率的な力になる。」⁵²と述べている。当時極端な制限選挙制度（ギゾー自身それを強く支持している）がしかれていたこともあったが、憲章を国民に教えるという発想は彼にはまったく存在しなかった。ギゾー法第 22 条により、教員には「宣誓」が求められ、そのなかで「国王や憲章や国法」への忠誠が求められていたこともあった⁵³にもかかわらずである。

ギゾー法は、各コミューンに男子初級小学校（以下「小学校」と呼ぶ）を少なくとも一つ、県庁のある場所および人口 6000 人以上のコミューンに高等小学校を少なくとも一つ、各県に師範学校の設置を義務付けたのはよく知られている（同法第 9 条～第 11 条）。それまで教師の養成は一部の例外をのぞいて修道会にまかせられていたのである⁵⁴。

そして、第 3 条で「初等教育は私的、公的である」と規定され、公費の援助をうける公立学校のほか、私立学校設立の自由、教育の自由が法制化された。

ユニヴェルシテによる教育独占は法的には終止符を打たれる。なお、コミューンに女子小学校をおくことの義務付けは 1836 年のオルドナンスによって行われた。なお、ギゾー法第 4 条は私立学校設立の自由を認めたが、公立学校に転化して補助金を受けることは容易であった⁵⁵。

また、実際には小学校が一つもないコミューンも存在したものの、ギゾー法の規定ののちに国家が関与する学校の増加ペースがはやまる。それは、【表 2】の示す通りである。子どもが、学校 (école) の児童 (écolier) となり、学校の規則がつくられ、師範学校を出た人が教員になる、といったことである⁵⁶。

【表 2】小学校 (あらゆる種類を含む) の数 (1829-1877) ⁵⁷

年	小学校の数, 合計	男子・共学小学校	女子小学校	小学校のないコミューン	無償の児童
1829	30536	30536	-		
1832	42092	31420	10672	11438	
1833	44367	33695	10672		
1837	52779	38720	14059	5667	31%
1840	55342	39460	15882		
1843	59838	42551	17287		
1847	63028	43614	19414	3213	
1850	60579	39390	21189		
1863	68761	41494	27267	818	38%
1865	69699	42139	27500		
1866	70671	42457	28214		
1872	70179	41720	28459		
1875	71526	42518	29008		
1876-77	71547	42421	29126		

なお、別の統計によると、1846年の時点で男子小学校は13558、共学の小学校は19458、女子小学校は7426であり、市町村の財政的事情の関係からも男子小学校と女子小学校を別につくることができず、共学の小学校が多かった。最も午前は男子、午後は女子という運用のされ方もあった。

初等教育内容に関しては、ギゾー法第1条は「初等教育は以下のものを必ず含む。道徳・宗教教育 (instruction morale et religieuse)、読み、書き、フランス語の基礎、算術の基礎、度量衡の単位系」という記述からはじまる。すなわち、筆頭におかれ、もっとも重要視されているのが「道徳・宗教教育」である。

「クーザン報告」において、宗教教育に関してはプロイセンのジェフルン法案 (1819年)⁵⁸ を引用、分析するという上で、「この法律の基本的特質は、道徳・宗教の精神であり、それはすべての条項につらなっている」「すべての学校の第一の使命は、1819年の法によると、…若者にキリスト教の精神と原理に従って人生を決定づけること」⁵⁹と述べ、キリスト教の教義が第一であることを示している。「初等教育の目的は、魂、理性、感覚の力、体力を発達させることである。それは同時に宗教、道徳を含む」⁶⁰とつづけている。

「キリスト教の学校はユダヤ教の子どもを受け入れなければならない」⁶¹という記述があるが、その点などギゾー法はクーザン報告をそのまま反映しているわけではない。また、ジェフェルン法案とクーザン報告の間にも若干の差異が存在することは、先行研究が既に示すところでもある⁶²。クーザン報告では、ドイツに「宗教 (Religion)」という科目が存在することが示されている⁶³。ジェフェルン法案では普通初等学校では「宗教的・道徳的感覚 (religiöse und sittliche Gefühl) の意識を高めるための宗教教育」を含むとされていた⁶⁴。クーザン報告はドイツの学校の完全義務制と義務違反に対する罰則を紹介している⁶⁵が、ギゾー法では取り入れられていない。3者のあいだで道徳と宗教の関係、あるいは国家との関係に若干の差異は存在する。しかし、クーザン報告のなかで、ドイツ (プロシア) の初等教育の先進性 (人口あたりの学校の数など) が語られていることなどからしても、フランスの制度設計に影響を与えていることは間違いない。

ギゾー法案の審議中にクーザンは議会内で「道徳教育のみが人、市民を育成することはできる。しかし、宗教ぬきの道徳教育はありえない。」と演説し、さらにそれは「経験上の指針」と述べ、この法律は偉大なる文明化した国へと導くものであるという⁶⁶。あくまで社会統制、国民統合の手段としてのプロテスタント、ユダヤ教を含めた宗教を利用することが好都合と考えられたゆえの道徳教育であり、「道徳・宗教」の名称となったといえるのではないか。カトリックの宗教教育が行われていたところが圧倒的多数派であったが、「道徳」が前にだされた法案が提出し、さらにそれは筆頭教科として、第一位の優先順位がおかれていた。

ギゾーは政治家であると同時に、学者として多くの著作を残している。「もっとも確固とした社会秩序の基礎となるものは、若者の教育である」⁶⁷と述べ、「精神の支配 (gouvernement des esprits)」がいつも必要である⁶⁸という。キリスト教の歴史的役割を評価し、国家は精神の支配の役割を持つと見るギゾー個人にとって、国家の法によって「道徳・宗教」教育を公教育に含めるということは、彼自身の思想内容と合致したものといえよう。ギゾーは脱宗教的 (laïque) なものの価値を認め、信仰と科学は別と考え得ていた面もあるが⁶⁹、国民の大多数をしめるカトリックに対して、カトリックに基づく宗教教育をうけさせることによって、国民統合をはかろうと考えたといえる。それが社会秩序の維持のために必要と考えていたといえる。

しかし、一方でギゾーは自由主義者 (liberaux) として、すべての (実質的にはカトリック・プロテスタント・ユダヤ教の3種類であるが) 宗教の自由を認め、カトリック以外の宗教や学校設立、教育の自由は認めていた。ギ

ゾー自身はプロテスタントであった。ギゾー法 2 条では宗教教育への参加は父親の希望に従うことを規定していた。

ギゾー法制定直後の 1833 年 7 月 18 日に、ギゾーは「小学校教師への書簡」を公開している⁷⁰。39000 人の教師に配布されたとされる⁷¹。そこで、「共通の初等教育は、今後は社会の秩序と安定性の保障のためである。」と述べ、コミューンの小学校ごとに一人の教師を配置することを主張している。小学校教師の役割として子どもの「精神を発達させ」ることと同時に「義務と権利の知識」をもあげている。しかし、この時期に「権利と義務」についての教育が行われた形跡はない。1830 年の憲章はほとんどの国民に教えられなかったといつてよい。各家庭は子どもを「誠実な人」とするよう期待し、国は「良き市民」とするよう期待するとも述べている。ところが、当時極端な制限選挙制がとられていたこともあり、多くの国民にとって「市民」として投票する機会さえ存在しなかった。ましてや「市民」としての意識を高めようという発想は皆無に等しかった。

それでは、当時の「道徳・宗教」の内容はどのようなものとなるのか。ギゾー法の翌年 1834 年 4 月 25 日に「コミューン小学校に関する法規 (statut)」がだされるが、その第 4 条で「あらゆる段階において道徳・宗教教育は第一の位置にある。学級の最初と最後には祈りがささげられ、聖書の節は毎日学習させられる。…」と道徳・宗教教育の優越的地位が示されたのち、第 8 条で道徳・宗教教育の内容に言及がある。第一段階 (6-8 歳) では、「祈りと敬虔な読唱」、第二段階 (8-10 歳) では「聖史 (Histoire sainte)」⁷²、第三部 (10 歳から卒業まで) は「キリスト教教理」と定められていた。カトリックの教義を中心に学校が運営されたのは、一つは国民の統合のためである。多くの学校でキリストの像がおかれ、また国王の像をおくと規定していた地域もあった⁷²。

(2) 七月王政期の手引書

当時、フランスの手引書は「許可制」により発行されていた。カトリック向けのみならず、プロテスタントやユダヤ教向けのものも発行されていた。宗教教育への参加は父の希望による (第 2 条) とされていた。

1831 年から国民の教育の画一化をめざすために、5 点の手引書が作成された⁷³。読み、算術、文法、地理・歴史とともに出版されたのが、『道徳・宗教教育のための小冊子』⁷⁴であった。同書は匿名で出版されているものの、今日ではクーザンの編集によるといわれる⁷⁵。七月王政期に手引書の出版は許可制であり、他の手引書も出版されていたことは間違いない。当時の手引書の出版数のデータは管見のかぎり存在しないが、ギゾーが教育の画一化を目指すために作成させ、1833 年、1834 年に公教育大臣として配布の通達⁷⁶ までだして実際に多くの配

布があった⁷⁷ものを、この時代の代表例とあげること妥当といえよう。手引書の画一化は「革命的な試み」⁷⁸であったが、当時の紙事情といった問題もあり従前の手引書をすべて排除して刷新することまではできず、画一化はできずにおわる。なお、当時は、プロテスタント、ユダヤ教の学校のための宗教手引書も許可されている⁷⁹。

この小冊子はカトリック向けの小学校のみならず、高等小学校、師範学校でも利用できるものと明記されている。ゆえに子どもが直接使用していなくても、師範学校教師が子どもに教える内容を学ぶために使用したとも考えられ、その内容を分析することにより当時の教育内容をうかがい知ることができると考える。本書の構成は以下【表 3】の通りである。

【表 3】『道徳・宗教教育のための小冊子』の構成

	構成視点	主な内容
聖史	旧約聖書の物語	天地創造, 最初の人間, 最初の罪 (創世記) から, マカバイ記まで旧約聖書の要約
	新約聖書の物語	ザカリアへのお告げ, マリアのお告げからイエスの説教, 死に至るまで新約聖書の要約
キリスト教教理	教義	「三位一体について」「受肉について」「贖罪について」
	道徳	「モーゼの十戒」「神の愛」「隣人愛」「罪について」「七つの大罪」「神の徳 (信仰, 希望, 愛徳)」「四枢要徳 (正義, 賢明, 節制, 勇気)」
	礼拝	祈り, 日曜の祈祷, 使徒信経, 十字架など, 七つの秘跡 (洗礼, 堅信, 聖体, 告解, 叙階, 終油, 婚姻)

(大津が作成)

本書の冒頭に使用法がかかれている。第一段階では「主の祈り, アヴェマリアの祈りをとなえる」ことにとどめるとある。教えをきざみつけるために、たがいに読み書きをしあったりする。未だ読み書きを完全に習得できていない児童のための文字学習でもあった。第二段階では、祈りのあとに「聖史 (旧約, 新約聖書)」へとすすみ、子どもは記憶したり、読んだり、一節を書きうつしたりする。教師は語り聞かせる。第三段階になると、「教義」「道徳」「礼拝」のところすすむ。教師の問いに関して、一つの「正答」を繰り返すこと、記憶するというカテキスム形式となる。構成はのちにでる、1834 年法令の通りである。

本書の本文は「聖史」の部分 (約 200 ページ) と、「キリスト教教義」 (約 50 ページ) からなる。「聖史」の部分は、カテキスム形式をとらず、聖書の要約、抜粋という

形式をとっている。まず初級クラスで簡単な祈りについて学んだのちに、中級クラスでは聖書の内容について知らしめるという構成である。それは、あくまで歴史物語が中心であり、「山上の垂訓」のような道徳的な内容も含むがその分量はわずかである。

上級クラスになると、「キリスト教教理」は「教義」「道徳」「礼拝」の3部構成となっている。「教義」では「三位一体について」「受肉について」「贖罪について」といった、まさにキリスト教独自の教義の内容である。

「道徳」では、まず神の命令としての「モーゼの十戒」から始まり、「神の愛」（神を愛することは義務である）、「隣人愛」（自分と同様に隣人を愛せよ、敵を愛せよ）「罪について」（原罪と自罪）といったキリスト教教義に関連深いものへと続く。

つづいて、七つの大罪について、それぞれについてカテキスム形式で説明がなされる。

問 高慢とはなにか

答 高慢とは自分、自分のよいところを高く評価し、その結果他人より自分を好み、すべてを神でなく自分と結びつけようとすることである。

問 どうして、高慢は大罪なのですか？

答 それは7つの悪徳とむすびつくゆえに大罪なのです。それは、虚栄心、誇示、大それた望み、うぬぼれ、欺瞞、隣人の軽蔑、不服従へとつながるからです。

その後7つの悪徳の意味についての説明がつづき、そして次のような記述がある。

問 高慢の反対の徳とは何ですか。

答 高慢の反対の徳とはキリスト教徒の謙虚さなのです。

問 キリスト教徒の謙虚さとは何ですか。

答 キリスト教徒の謙虚さとは、我々の無力さに一致して、神への祈りを見通して考え行動するという徳なのです。

いずれの大罪も神と結びつけての説明がなされている。神と結びついたうえでの道徳教育であった。そして、「神の徳」として、信仰、希望、愛徳があげられ、「その他のキリスト教の徳」の項目では、四枢要徳（正義、賢明、節制、勇気（プラトンの四元徳と一致））が挙げられている。

「礼拝」では、「祈りとは何か」「祈りとは神にむかっの我々の魂を高めることです。」からはじまる。「祈りとは心の欲望である」「しばしば祈らなければならない」とあり、祈りの言葉の説明などがある。「秘跡」では、七つの秘跡のそれぞれの内容についての説明である。

礼拝によってそのやり方を学ぶという形からはいつて、教義を知り身体化していくという教育が行われた。そして、人生のいわば節目にある秘蹟についての知識が教え

られた。それは神に対する信仰心を高める役割も持ったであろう。

この時代からは同時に教義、道徳それも日常生活にかかわる道徳をいわば知識として教えることがはじめられたといえる。それが、「貧者」への「慈善」でなく「民衆」への「教育」として行われるようになったといえる。

まとめにかえて

ナポレオンが統治権を握っていた時期における初等教育では、キリスト教と皇帝崇拝が融合される、キリスト教の十戒とナポレオンへの忠誠心が徳とされて、融合されるという、いわばこの時期独自の国民の育成が行われていたといえる。ナポレオンは初等教育へ無関心であったとは、これまでよく指摘される場所であったが、それだけではなかったと考える。

復古王政期には、アンシャン・レジーム時代の手引書が再び使われる傾向があった。王政復古のあとは皇帝崇拝が否定されるのは当然として、皇帝にかわって国王への崇拝が露骨に教えられたという形跡はない。

1814年の憲章は大多数の国民にとって教授される対象ではなかった。この当時一斉教授のほか相互教授により、読み・書き・算術の教育は普及しさらに就学率は上昇する。しかし、相互教授をとっていた学校は全体で見ればわずかであるゆえその影響を過大評価することはできない。相互教授の学校は1820年代にはユルトラが政治の実権を握りはじめた時期にその教育方法をとる学校は、カトリックが多数派であったフランスには不向きであるとして、消滅に向かう。

七月王政期にはギゾー法により「道徳・宗教」を含むことが法定された。ギゾー法はコミュンに男子小学校、県に師範学校設置義務を課したことはよく知られているが、19世紀の中でもこの時期は就学者数が急激に増加の傾向しており⁸⁰、1850年には73パーセントに達すること⁸¹から学校教育への国家関与の度合いは高まっている。国による補助金、および県による財政的支出の裏付けも存在した⁸²。内容的関与としては、「道徳・宗教教育を必ず含む」ということから、宗教教育を含むことが求められ、事実上カトリックによる国民統合がはかられたといえる。

その後、1848年の二月革命によって、このような「道徳・宗教教育」とは異なる方向性が打ち出されることとなる。

1 主な先行研究としては、志村鏡一郎「ナポレオン時代の教育」（梅根悟ほか編『フランス教育史Ⅰ』講談社、1975年、pp. 230-340）、同「ブルジョア自由主義の教育政策」（梅根悟ほか編『フランス教育史Ⅱ』講談社、

- 1975 年, pp. 7-110.), 神山栄治『フランス近代初等教育制度史研究』学術出版会, 2009 年, 同『フランス初等教育史』三重大学出版会, 2014 年, 同「フランスにおける Monitorial System の導入とその展開」『東北大学教育学部研究年報』第 20 集, 1972 年, pp. 125-151、中村睦男「フランスにおける教育の自由法理の形成(二)」(『北大法学論集』第 24 巻第 1 号, 1973 年, pp. 37-142.), 成嶋隆「フランスにおける公教育法制の成立(二)(三)」(『法政理論』第 12 巻第 1 号, 第 12 巻第 2 号, 1979 年, 1981 年, pp. 40-105, pp.40-102), 今野健一『教育における自由と国家』信山社, 2006 年、小山勉『教育闘争と知のヘゲモニー』御茶の水書房, 1997 年。経済史学者によるものとしては、小田中直樹「復古王政期の初等教育政策」(『フランス近代社会 1814~1852』木鐸社, 1995 年, pp. 267-280.)。小田中直樹「七月王政期の初等教育政策」(同『フランス近代社会 1814~1852』木鐸社, pp.267-292.) などがある。仏語文献においても本稿と同様の視角での論文は存在しない。
- 2 松島は、「統領政府が当時のフランス国内の宗教事情の多様性を認識し」たゆえと評価している。(松島明男『礼拝の自由とナポレオン』山川出版社, 2010 年, p.180.)
 - 3 A.N.F19 5438, A. Latreille, *Le Catéchisme imperial de 1806*, Société d'édition les Belles Lettres, 1935, p.49ff.
 - 4 A. Delfau, *Napoléon Ier l'instruction publique*, Albert Fontemoing, 1902, p. 16.
 - 5 ユニヴェルシテは 1832 年まで初等教育に支出をしていない。Charles Jourdain, *Le Budget de l'instruction publique*, Paris, Librairie de L, Hachette et Cie, 1857, pp.298-299, 当時の国家(État)による支出もわずか(1812 年に 4250 フラン)であった。Ibid., pp. 300-301. なお, 国家支出は復古王政期になると急増し(1818 年には 67868 フラン, 七月王政期にさらに大きく増加する。(1832 年に 98 万フラン, 1834 年に 150 万フラン) Ibid.,
 - 6 V., S. Hasquenoph, *Histoire des orders et congrégations religieuses*, Champ Vallion, 2006, pp.682-683.
 - 7 A. Aulard, *Napoléon Ier et le monopole universitaire*, 1911, p. 243.
 - 8 *Catéchisme à l'usage de toutes les églises de l'empire français*, 1808, Strasbourg. なお同書は 1806 年ころから, Paris ほか各地で印刷されている。
 - 9 Ibid., p. 39.
 - 10 Ibid., p. 55-56.
 - 11 Ibid., p. 56.
 - 12 Ibid.,
 - 13 Ibid., p. 75.
 - 14 松島, 前掲書, p. 9.
 - 15 例えば, 古沢常雄「フランス市民社会の形成と教育財政」(梅根悟ほか編『教育財政史』講談社, 1976 年, pp.120-167, p.130), G.Ellis, *The Napoleonic Empire*, second edition, Palgrave Macmillan, 2003, p.50.
 - 16 O. Aubry, *Les pages immortelles de Napoléon*, édition corrêa, 1941, p.78
 - 17 例えば, *Katechismus zur Gebrauch aller Kirchen des französischen Reiches*, 1806, Mainz.
 - 18 例えば, 高村忠成『近代フランス政治史』北樹出版, 2003 年, p.123.
 - 19 Boulay de la Meurthe, *Napoléon et l'instruction primaire*, s.l., 1852, pp.11-14.
 - 20 A. Aulard, Ibid., pp. 239ff.
 - 21 なお参照, 神山正弘, 前掲書(2009), p.579.
 - 22 R, Tronchot, *L'enseignement mutuel en France de 1815 à 1833, tome 1*, Servie de reproduction des thèses de Lille III, 1973, p.159.
 - 23 Instruction relative à l'ordonnance du roi du 24 février 1816, concernant l'instruction primaire, (A. Choppin., et M. Clinkspoor, *Les Manuels Scolaires en France, texts officiels 1791-1992*, INRP, 1993, p. 111.)
 - 24 後に, 就学率の上昇とともに第二帝政期にはいると「個人教授」も行われなくなっていく。E. Rendu, *Manuel de l'enseignement primaire*, 5e édition, Hachette et Cie, 1858.,p.3.
 - 25 例えば, 中村, 前掲論文は「相互教授法の導入は大きな成果を収めた」(p. 106)「復古王政初期に世論が相互教授法に熱意を示し」(p. 111)と述べるが, 実際はそれほどではなかった見る。他に, 志村, 前掲書は(p.25.)。
 - 26 Furet et Ozouf, *ibid.*, pp.16-17.
 - 27 神山, 前掲(1972), p.148.
 - 28 Circulaire adressee aux proviseurs et relative aux livre qui doivent être mis entre les mains des élèves pour l'enseignement de la religion, 23 octobre 1815, (Choppin, et Clinkspoor, *Ibid.*, p.110.)
 - 29 M. Fleury, *Catéchisme historique, conternant en abrégé l'histoire sainte et la doctroine chrétienne*, nouvelle édition, Paris, Durat-Duverger, 1810.
 - 30 Choppin, et Clinkspoor, *ibid.*, p.110.
 - 31 Racine, *La religion, poëm 6e*, Paris, Desaint&Saillant, Durand, Le Prieur, 1751.
 - 32 *Les oeuvres choisies du Sr Rousseau contenant ses odes*,

- odes sacrées de l'édition de soleure & Cantates*, t.1, Rotterdam, Fritsch & Bohm, 1719.
- 33 Jacques Bénigne Bossuet, *L'histoire universelle de monsieur l'évêque de meaux*, Paris Michel-Etienne David, 1720.
- 34 V., M. Grandière, *La formation des maîtres en France, 1792-1914*, INRP, 2006, pp.34-39.
- 35 *Journal d'éducation*, t.1, 1815, p. 33.'
- 36 V., M.Nyon, *Manuel Pratique des Écoles Élémentaires ou précis de la méthode d'enseignement mutual*, Paris, Collas, 1818, p. 47.
- 37 *Journal d'éducation*, t.4, 1817.
- 38 Tronchot, *Ibid.*, p. 188.
- 39 V., R. Tronchot, *L'enseignement mutuel en France de 1815 à 1833, tome 3*, Servie de reproduction des thèses de Lille III, 1973, p. 10.
- 40 R.Grevet, *L'avènement de l'école contemporaine en France (1789-1835)*, Presses Universitaires du Septentrion, 2001, p. 181.
- 41 C. Lelièvre, *Histoire des institutions soclaires (depuis 1789)*, Nathan, 1990, p. 71.
- 42 モーリス・デュヴェルジェ (時本義昭訳) 『フランス憲法史』みすず書房, 1995年, p.85
- 43 V., L. Grimaud ., *Histoire de la liberté d'enseignement en France*, tome 6, Apostolat de la Presse.
- 44 C. Nique, *Comment l'école devint une affaire d'état?*, Nathan, 1990, pp.98-101.
- 45 成立過程に関する邦語文献として, 神山栄治「フランス『ギゾー法』(Loi Guizot)の成立過程に関する研究(その1)」(『研究集録』第2号, 1969年, pp.20-40.), 同「フランス『ギゾー法』(Loi Guizot)の成立過程に関する研究(その2)」(『東北大学教育学部研究年報』第19集, 1971年, pp.165-190.)
- 46 クーザンは1815年から公教育委員長 (président de l'instruction publique) を務めていた。
- 47 V., F.Guizot, *ibid.*, p.55.
- 48 J. Billard, *L'Éllectisme*, PUF, p.31.
- 49 *Ibid.*,
- 50 Archive Parlementaire, deuxième siècle, t. 78, p.465.
- 51 F. Guizot, *Mémoires*, t.5, Paleo, 2003, p.31
- 52 *Ibid.*, p.61.
- 53 Le groupe Histoire d'ACTA (Association Culuture et Tradition en Astarac), *Histoires d'écoles de 1800 à 1950*, Presse de l'imprimerie du Prieuré, 2006, p.22.
- 54 1810年にストラスブルールに設立されたのが, フランスの師範学校の最初といわれる。神山正弘「フランスの教員養成」(篠田弘・手塚武彦編『教員養成の歴史』第一法規, 1979年, pp.286-304.)
- 55 Louis de Naurois, *L'enseignement libre, aspects juridiques*, (G. Cholvy et N-J Chalin (dir), *L'enseigenement catholique en france aux XIXe et XXe siècle*, Cerf, 1995, pp.13-23, p.20.
- 56 G. Rouet, *L'invention de l'école*, Presses Universitaires de Nancy, 1993.
- 57 Ministère de l'instruction publique et des beaux-arts, *statisitique de l'enseignement primaire, t.2*, Imprimerie nationale, 1880, p.LIV, LXIII, LXIV, および, Maurice Crubellier, *L'enfance et la jeunnesse dans la société française 1800-1950*, Armand Colin, 1979, p. 85.に基づき, 大津が作成。
- 58 Entwurf eines allgemeinen Gesetz über die Verfassung des Schulwesens im Preussischen Staate; *Projet d'une loi generale sur l'organisation de l'instruction publique en Prusse*, Berlin 1819. 邦語文献では, 梅根悟『近代国家と民衆教育』誠文堂新光社, 1967年, pp.197-203. 参照。
- 59 Victor Cousin, *Rapport sur l'état de l'instruction publique dans quelques pays de allemagnem et particulièrement en Prusse*, Nouvelle édition, 1833, p.192. (本書初版は1832年)
- 60 *Ibid.*, p.193.
- 61 *Ibid.*, p.192.
- 62 尾上雅信・荒川智「『ジュフェルン法案』と『クーザン報告』」(『西洋教育史研究』第14号, 1985年, pp.3-16.)
- 63 Cousin(1833), *ibid.*, p.8.
- 64 *Schulreform in Preußen 1809-1819*, Julius Beltz, 1966, S.133.
- 65 François Guizot, *ibid.*, p.55.
- 66 Archive Parlementaire, deuxième siècle, t.84, p.,49.
- 67 Cité par Nique, *ibid.*, p.3.
- 68 *Ibid.*, p.80.
- 69 *Ibid.*, pp.80-81.
- 70 C. Lelièvre, *Histoire des institutions scolaires (1789-1989)*, Nathan, 1990, p.63.
- 71 D. Demnard, *Dictionnaire d'histoire de l'enseignement*, Jean-Pierre Delarge, 1981, p.365.
- 72 Rome, *ibid.*, p.57.
- 73 V.,C. Nique, “*Comment*” *ibid.*, p.157.
- 74 *Livret d'instruction morale et religieuse*, Paris, 1834, V., C. Nique, “*Comment*”, *ibid.*, p.157.
- 75 Nique, *Ibid.*, p.157.

-
- 76 Circulaire relative à l'envoi d'instruction primaire destinées aux écoles primaires élémentaire, 13 décembre 1833, A. Choppin, et M. Clinkspoor, *ibid.*, p.130, Circulaire relative à l'envoi de livre élémentaires pour les élèves indigents écoles primaires communales, 2 juin 1834 *Ibid.*, p.132.
- 77 A.Choppin, *Manules scolaires; Hisotire et Actualité*, Hachette, 1992, p.31.
- 78 A. Choppin et C.Martine Clinkspoor, *ibid.*, p.37
- 79 A. Choppin, *ibid.*, 1992, p.31.
- 80 M. Loison, *L'école primaire française*, Vuibert, 2007, p.177.
- 81 C. Nique, "Guizot", *ibid.*, p.151.
- 82 Jourdain, *ibid.*, pp.323-324.